

「保健福祉分野等におけるマイナンバー制度の独自利用事務導入に向けた基本的な考え方（案）」に関する意見募集結果

「保健福祉分野等におけるマイナンバー制度の独自利用事務導入に向けた基本的な考え方（案）」に係る市民意見募集を下記のとおり実施し、皆様から多数御意見をお寄せいただきました。

いただいた御意見に対する京都市の考え方を取りまとめましたので、公表します。貴重な御意見をお寄せいただいた皆様に、厚く御礼申し上げます。

記

1 意見募集期間

平成27年12月10日（木）～平成28年1月15日（金）

2 応募結果

意見者数16人，意見数合計19件

(1) 男女別内訳

男性	女性	不明
3	1	12

(2) 居住地別内訳

市内	市外	不明
2	1	13

3 主な意見の内容と本市の考え方

(1) 基本的な考え方（案）に関すること

意見	本市の考え方
利便性の向上のため、積極的に独自利用を進めてほしい。	マイナンバー制度の独自利用事務の導入に当たっては、国が示す対象事務について、マイナンバーを利用することにより、市民の皆様にご用意していただく添付書類を省略できるものなど、市民の利便性向上を念頭に、費用対効果の観点等から総合的に検討し、積極的に独自利用事務を進めてまいります。
独自利用事務の導入により、多大な経費が必要となるのではないか。	
個人情報の保護を徹底してほしい。	市民の皆様からお預かりする個人情報に「マイナンバー」が加わることから、情報の管理が極めて重要なものとなります。これまでの取組に加え、マイナンバー法の定める制度面、システム面の両面から個人情報の保護を徹底してまいります。
利便性の向上とあるが、デメリットも説明するべき。	

意見	本市の考え方
<p>独自利用の導入に当たっては、市民に分かりやすい説明に努めてください。</p>	<p>市民の方々にわかりやすくしっかりと周知を行うことは大切であると考えており、制度の導入に当たっては、わかりやすい説明に努めてまいります。</p>
<p>公平・公正な社会を実現させ、不公平感を無くしてください。</p>	<p>負担の公平化、公正なサービスの受給ときめ細やかな給付の実施に向けて取り組んでまいります。</p>

(2) 基本的な考え方（案）以外に関すること

意見	本市の考え方
<p>マイナンバーの活用により、無戸籍の子どもを発生させないようにしてほしい。</p>	<p>マイナンバー制度の活用による対応は困難であると考えております。</p> <p>いわゆる「無戸籍児」については、婚姻中又は離婚後300日以内に出産した子について、血縁上の父が夫（元夫）と異なる場合に、民法第772条の嫡出推定の規定により、戸籍上、夫（元夫）が父となる取扱いを避けるために、出生届がなされないことが一因となっております。</p> <p>現在、医師の証明書や裁判手続きにおいて、嫡出推定が及ばないことが証明されれば、夫（元夫）を戸籍上の父としない取扱いも可能となっております。</p> <p>また、民法772条の嫡出推定が及ぶことに関連して出生届がされていない場合であっても、裁判手続等を行っている場合等一定の要件を満たせば、申出により住民票を作成することができます。</p> <p>個々人の状況を踏まえて適切な手続きをご案内してまいります。</p>
<p>ホームレスの方々にもマイナンバーを渡し、福祉施策が活用できるようにしてほしい。</p>	<p>マイナンバー通知を受け取っていないホームレスの方々に対しては、通知を受け取れるよう、就籍手続き等の必要な手続きを行ってまいります。</p>
<p>予防接種の接種状況等を健康保険料に反映させてほしい。</p>	<p>マイナンバー制度の活用により、予防接種の接種状況等を直接個々人の保険料率に反映させることは困難ですが、今後の医療保険制度改革の動向を踏まえ、市民の皆様の保険料負担の軽減について検討してまいります。</p>
<p>学童クラブについても、マイナンバー制度の利用により添付書類を削減できるのではないか。</p>	<p>学童クラブの利用料金の算定に当たっては「前年の所得税の課税額」の情報が必要なことから、利用申込者から源泉徴収票等の必要書類を提出いただいております。</p> <p>マイナンバー制度において利用できる所得関係の情報は、「地方税」の情報に限られているため、「前年の所得税の課税額」の情報を入手することができるのは6月以降となるため、年度当初からの学童クラブ利用までに利用料金の算定ができません。</p> <p>このため、現行の利用料金の体系においては、マイナンバー制度の活用により添付書類を省略することは困難です。</p>

(3) その他（マイナンバー制度に関するお問い合わせ）

意見	本市の考え方
介護が必要な高齢者や、障害者手帳交付者は具体的にどんなときにマイナンバーが必要となるのか。	介護保険の要介護認定申請や障害者手帳の再交付の際等にマイナンバーが必要となります。具体的に必要な事例については、お住まいの区の区役所・支所の福祉介護課，支援課，支援保護課の窓口にお問い合わせください。
成年後見人がいない介護が必要な高齢者がマイナンバーを利用する際，本人の同意が必要などきはどうすればいいのか。	本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており，代理権の授与が困難である場合等には，申請書に個人番号を記載せずに受け付けることとなります。